

○ 財務省告示第三百九十二号  
平成二十七年十一月二十一日施行規則（平成十一年大蔵省  
国庫短期財務証券（五百七十二回））

の二令  
平成二十七年十一月二十一日施行規則（平成十一年大蔵省  
の法律発行の名稱及び記

の法律発行の名稱及び記

四 発行方法  
三 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に由る参て札發も加、と行の者財同にご務時によと大に  
るに臣行。發応がわ行募各れ及へ限國るび  
以度債入価格競い入額市札格競い入額市札格競  
る。その規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 三 三 八 四 万 千 千 万 兆 円 六 七 九 四 百 百 千 千 円 九 八 二 億 百 百 三 円 九 千 十 八 五 百 億 五 二 十 百 七 四 万 十	額 四 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 三 四 千 兆 七 四 百 千 九 二 億 百 五 二 十 百 七 四 万 十	額 四 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 三 四 千 兆 七 四 百 千 九 二 億 百 五 二 十 百 七 四 万 十	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非
			価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九			
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振替単位	
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	格 行		
日 日	加 加	払 額	額 限	競 發	競 第	競 市	競 發	格 行		
				I	I	I	I	日		
平 成 二 十 七 年 十 一 月 二 月 二 十 四 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受け た 日	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ つ き き 百 円 業 業 日	額 面 金 額 と き は 返 と 、 年 、 期 そ が 月 の 銀 翌 營 業 日	償 還 る た だ し と 償 は れ 、 年 二 月 月 二 月 休 業 業 日	當 た だ し 八 年 二 月 月 二 月 九 日	平 成 大 臣 行 額 を 百 円 に う つ つ き き 百 円 業 業 日	毛 額 面 金 額 額 百 百 円 に ぞ つ き 百 円 一 錢	す 成 。整 數又 百 そ れ ぞ れ つ の 応 募 価 格	額 の 上 額 額 百 七 年 十 一 月 月 二 月 四 日	額 の 記 載 法 規 定 に 金 額 は よ に 最 低 も の 口 座 と 金 簿
				に						